

令和8年8月31日
文化庁美術学芸課

国有の重要文化財「木造阿弥陀如来坐像」の一部き損について

文化庁では、所有する重要文化財「木造阿弥陀如来坐像」（参考1）について、令和7年度から公益財団法人美術院（昭和51年選定保存技術「木造彫刻修理」保存団体）に委託して修理事業（参考2）を実施しています。

令和8年8月20日（木）、右肘に生じていた^{はぎめ}矧目の目違い（※1）を解消する工事の一環として、右肘先の肘の矧面に設けられていた^{ほぞ}柄（※2）を取り外す作業を行っていたところ、柄の接着を緩めるために柄を木槌で叩いたことにより、右手^{ぜんはく}前膊（前腕）部の半ばに割れが生じました。

- ※1 矧目の目違い…矧目とは複数の木材を用いて彫像を製作する場合の、木材と木材の接着部のこと。矧目の目違いとは経年等により生じる木材間のずれを指します。
※2 柄…部材と部材を繋げるために設けた柱状の部材のこと。本像の当該箇所（三枚目の写真参照）には過去の修理で補われた柄が差し込まれていました。

1 き損前の木造阿弥陀如来坐像の状態

本重要文化財の右手の構造は肩から肘までを体幹部材と^{ともぎ}共木で彫出し、肘から手先まで（今回き損が生じた部材）をそれとは別の材で彫出し、両者を肘で接合する構造（正確にはその間に小材を挟む）となっていますが、経年の木材の収縮等により、この接合部に目違いが生じていました（製作当初とは接合の位置が異なっていた）。この接合部を一旦取り外し、製作当初の正しい位置で再び接合する修理を実施していました。



木造阿弥陀如来坐像（正面）



右側面（赤線は事前に取り外していた矧目）

2 き損の発生状況

右手の肘から手先をなす部材（今回き損が生じた部材）の接合面には柄が差し込まれており、製作当初の状態に戻すためにはこの柄を取り外す必要がありました。その工程として付け根部分を少量のお湯でふやかした上で柄部分を木槌で叩いたところ、その震動により前腕部の半ばに割れが生じました。

・ き損状態

右手前腕部の半ばに生じた割れにより、完全に離れました。



3 損傷部の今後の修復計画

現在実施している修理事業の一環として、漆等を用いて接着します。今回の損傷により失われた木片等もないため、原位置で復位することが可能であり本重要文化財の文化財的価値に及ぼす影響は軽微と考えられます。

4 再発防止策

今回の修理作業においては細心の注意を払って実施していたものの、表面の観察ではわからない箇所で損傷が進行していたため、わずかな衝撃によってき損が生じてしまったと考えられます。今後はより慎重に文化財の損傷状態を確認した上で作業を実施するなど、文化庁では事前の確認を徹底するように指導し再発防止に努めてまいります。

(参考1)

○重要文化財「阿弥陀如来坐像」の概要

- ・ 指定名称 木造阿弥陀如来坐像 一軀
胎内二久安三年十二月十二日造立ノ銘アリ
- ・ 法 量 本体像高 142.0 cm
- ・ 指 定 昭和6年12月14日 (旧国宝)
- ・ 所 有 者 国 (文化庁)
- ・ 所 在 文化庁 (京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番4)
- ・ 参 考 いわゆる半丈六の大きさの阿弥陀如来の坐像で来迎印を結び結跏趺坐する。ヒノキ材の割矧造。像内体部背面に墨書銘があり、久安3年(1147)、源貞包なる人物とその妻が自他の息災延命を願って造らせたことがわかる。像内墨書に記される結縁者とみられる人物の姓名や、一具とみられる二天王像 (国所有) の存在から丹波地方で造立されたものと推測される。やや鄙びた作風だが、浅い彫り口による穏やかな像容に平安時代後期の特色をよく示している。製作年代が明らかで、当代の地方における造像の有り様がうかがえる作例として貴重である。

(参考2)

○修理事業の概要

- ・ 実施理由 経年により木部の朽損が進行しているため、展示等の活用が困難となっている。
また台座の部材の脱落が進んでおり、台座に本体を載せて活用することが不可能な状態にあるため。
- ・ 計 画 令和7年度(10.24～)から令和9年度
- ・ 事業主体 文化庁 (美術学芸課彫刻部門)
- ・ 委託先 公益財団法人美術院 (昭和51年選定保存技術「木造彫刻修理」保存団体)
- ・ 今年度の修理予定
本体の表面仕上げの剥落止め、矧ぎ目の処置、朽損箇所の材質強化等

(参考3)

○き損後の経緯

8月20日 (木)

- ・ 京都国立博物館文化財保存修理所 (美術院工房) において保存修理作業中にき損。
- ・ 公益財団法人美術院より文化庁へ一報。
- ・ 文化庁の文化財調査官が現地において状態を確認、き損部の修理方針について協議。